平成２８年（フ）第７５号
岡山県倉敷市玉島阿賀崎２丁目３番33号　サンクォーレ平田202号
債務者　長谷川浩吉
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１０３号
岡山県笠岡市二番町５番地17　長田アパート102号
債務者　崎山　大輔
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１１４号
岡山県総社市井手524番地１　きぼう２　201号
債務者　光森　真澄
1　決定年月日時　平成28年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月12日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字舘下147番地17
債務者　千田　愛子
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第３２号
岩手県奥州市前沢区字赤坂323番地14
債務者　小野寺裕一
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第８５２号
埼玉県川口市前川４丁目20番12号
債務者　野口真理子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８６１号
埼玉県鴻巣市松原４丁目２番５―105号　ロイヤルシャルム、旧住所埼玉県鴻巣市小松１丁目４番16号
債務者　志村　艶子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３１１号
埼玉県八潮市大字木曽根1278番地２、旧住所埼玉県八潮市八潮６丁目２番地６　アサツキハイツⅡ102
債務者　斎藤　照子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３４２号
埼玉県八潮市中央１丁目26番地２　カーサ・ステラ305
債務者　戸張　智子（旧姓井口・河合）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３６７号
埼玉県三郷市采女１丁目113番地２　コーポ三郷采女302
債務者　関根　順子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３７２号
埼玉県越谷市蒲生１丁目11番15号　浅見借家１号
債務者　榎戸　葉子
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第３２７号
埼玉県ふじみ野市大原１丁目５番23号　宮崎ハイツ202
債務者　井上　　博
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３２９号
埼玉県富士見市関沢３丁目37番６―202号
債務者　荒井　理帆
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３７３号
埼玉県川越市かし野台２丁目18番地９（サンパティークＨＩＲＯ103号室）
債務者　木村　達也
1　決定年月日時　平成28年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１４９号
佐賀市木原１丁目14番13号
債務者　小嶋　弘子
1　決定年月日時　平成28年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月13日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１１９号
札幌市東区北13条東２丁目１番32号　大沼マンションＣ棟201号
債務者　小手川加奈子（旧姓前川・杉本）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１１５６号
札幌市北区屯田７条９丁目11番５号　サカタハイム202号
債務者　川端かほる（旧姓相原）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部